

本事業は、高齢者、障がい者、子育て世帯の居住の安定確保に向け、居住支援協議会との連携や適切な管理の下で、空き家等を活用し一定の質が確保された賃貸住宅の供給を図るため、空き家等のリフォームやコンバージョンに対して支援するものです。

補助の要件

補助対象となる物件は、次の全ての要件を満たすことが必要です。
(事業後に要件を満たすのであれば、戸建の持家や事務所等の賃貸住宅以外の物件も対象。)

住宅要件	<ul style="list-style-type: none"> ○住戸の床面積は原則として25㎡以上 ○住宅設備を有すること(台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室) ○現行の耐震基準に適合していること ○一定のバリアフリー化※がなされていること <p style="text-align: right;">※ 2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消、車いすで通行可能な廊下幅の確保のいずれかに対応。</p>
入居対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○一定の所得以下※¹の高齢者世帯、障がい者等世帯、子育て世帯であって、現に住宅に困窮※²している世帯 <p style="text-align: right;">※¹ 居住支援協議会毎の具体的な収入基準は、本事業のホームページ(URLは裏面参照)で確認してください。(大半の居住支援協議会において、月額収入21.4万円以下となっています。)</p> <p style="text-align: right;">※² 従前居住地が持家でない者であること。</p>
上限月額家賃	<ul style="list-style-type: none"> ○84,700円に市区町村毎の立地係数を乗じた額※ (福岡市：89,000円) <p style="text-align: right;">※ 市区町村毎の上限月額家賃は、本事業のホームページで確認してください。</p>
管理期間	○事業完了後10年間以上
住宅情報の登録	○居住支援協議会に対し対象住戸に係る情報を登録すること
対象地域	○居住支援協議会が対象住宅の登録や情報提供等を行う地域※ ※ 具体的な地域は、本事業のホームページで確認してください。

補助額

○補助対象工事

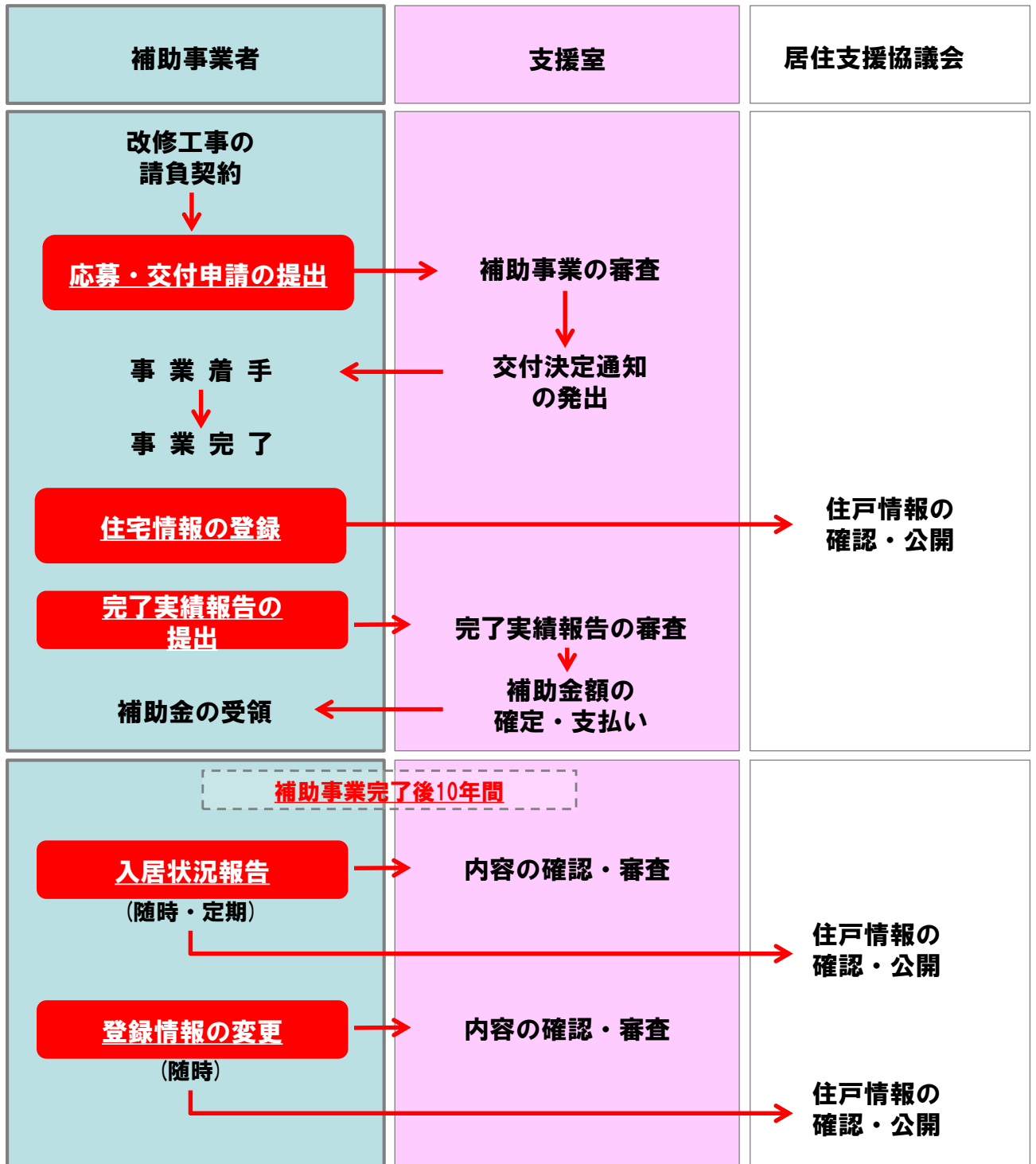
バリアフリー改修工事	○手すりの設置、段差の解消、廊下幅等の拡張、浴室の改良、便所の改良等に係る工事
耐震改修工事	○現行の耐震基準に適合させるために必要な改修工事
用途変更工事	○戸建の持家や事務所等の賃貸住宅以外の用途の建物を賃貸住宅に用途変更するために必要な改修工事(設備の設置・改良工事等)
居住支援協議会が認める工事	<ul style="list-style-type: none"> ○入居対象者の居住の安定の確保を図るため居住支援協議会が必要と認める改修工事 <p style="text-align: right;">〔間取りの変更に係る工事、設備の設置・改良工事、遮音性・防音性の向上に係る工事、断熱性・気密性の向上に係る工事、防犯性の向上に係る工事、照明や給湯器等の高効率化に係る工事等〕</p> <p style="text-align: right;">※ 居住支援協議会毎の補助対象工事は、本事業のホームページで確認してください。</p>
子育て支援施設整備のための改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ○キッズルーム等の子育て支援施設(認可保育所※を除く)を整備するために必要な改修工事 <p style="text-align: right;">※ 認可保育所とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項に基づく都道府県知事の認可を受けた保育所をいう。</p>

○補助率・補助限度額

補助率 : 1/3
 補助限度額 : (住戸) 50万円/戸 (他用途から賃貸住宅に用途変更する場合、100万円/戸)
 (子育て支援施設) 100万円/施設と住戸部分に係る補助額のいずれか少ない額

事業の流れ

補助事業者は、下図の赤囲み部分において、所定の手続を行う必要があります。



問い合わせ先・書類の提出先

名称：住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業実施支援室

住所：〒103-0027 東京都中央区日本橋1-5-3 日本橋西川ビル3階

電話：03-6214-5806

※受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:30～17:00（12:00～13:00を除く）

ホームページ：<http://www.anshin-kyoju.jp/>

高齢期の住まい方セミナー

日

2016年 10月1日 (土)

時

◇第1部 11:00~13:00 (受付開始 10:30)
 ◇第2部 14:00~16:00 (受付開始 13:30)

会

天神ビル11階 9号会議室

場

(福岡市中央区天神2-12-1 裏面に地図を記載)

定

各部 120名 (事前申込, 先着順)

員

(申込方法は, 裏面に記載)

講

師



エイジング・デザイン研究所 代表

山中 由美 氏

大学卒業後、商社などを経て、総合経営コンサルティンググループにて、有料老人ホームや介護事業所などの支援業務を行う。その間、世界各国の高齢者施策や高齢者住宅も視察、レポート等にまとめる。一般企業、地方自治体、金融機関、新聞社等の主催によるセミナー等で年間80回程度の講演を行っている。

第1部

(11:00~13:00)

知っておきたい！ 高齢者の住まいの基礎知識

- ◇「高齢期の介護とリスク」どこで誰に頼りますか？
- ◇ますます複雑化する「高齢者の住まい」分類と特徴を理解しよう！
- ◇在宅それとも施設？介護の費用とサービスの比較

第2部

(14:00~16:00)

高齢者施設のトラブル事例から学ぶ “経営と品質” チェック

- ◇高齢者施設で起こるトラブルを検証してみよう！
- ◇高齢者施設の費用の違いは何の違い？
- ◇ココだけは見ておきたい！介護施設の重要書類の確認ポイント

※セミナーは、希望のプログラムのみ受講も可能です。

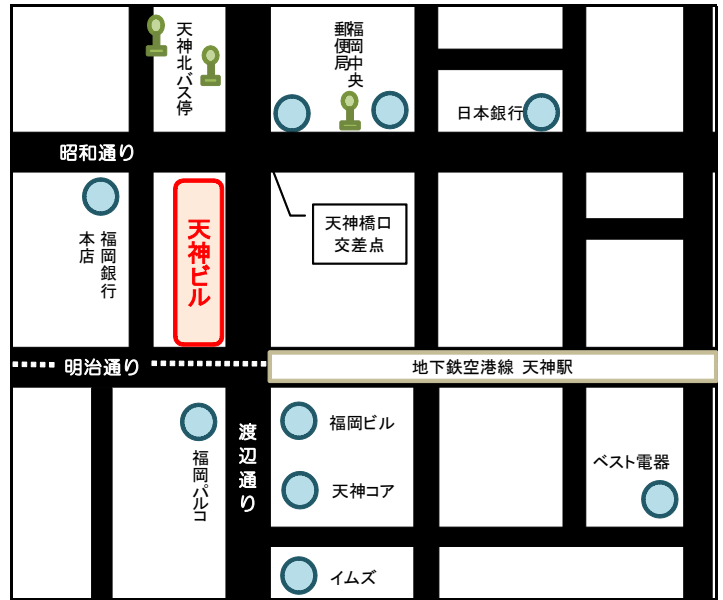
会場案内

天神ビル 11階9号会議室

(福岡市中央区天神2-12-1)

- 地下鉄空港線「天神駅」から徒歩3分
- 「西鉄福岡駅」から徒歩5分
- 西鉄バス「天神北」「天神中央郵便局前」バス停から徒歩2分

※会場までは、公共交通機関をご利用ください。



対象者

福岡市にお住まいの方又はお勤めの方

申込方法

はがき・ファックス・Eメールで、下記事項をご記載の上、お申込みください。

- ・参加希望のプログラム(第1部のみ、第2部のみ、両方参加)、お名前、ご住所、年齢、電話番号

※電話での申込みも受け付けます。(受付時間：平日の9:30~17:30)

<申込み・問い合わせ先>

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

福岡市 住宅都市局住宅部住宅計画課 担当:帆足(ほあし), 岳本(たけもと)

電話:092-711-4279 ファックス:092-733-5589

Eメール:j-keikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

申込期間

2016年9月1日(木)~2016年9月28日(水)(必着)

参加申込書 (切り取らずにそのままFAXしてください)

FAX:092-733-5589

福岡市住宅都市局住宅計画課 セミナー受付

参加希望のプログラム (※希望の番号に○)	①第1部のみ	②第2部のみ	③第1部と第2部の両方
フリガナ			年齢
申込者氏名			歳
住所	〒		
電話番号	() -		

※受付後に受講票は送付いたしませんので、直接会場にお越しください。

※申込みは、先着順で定員になり次第締め切ります。締め切り後にお申込みがあった場合には、電話でお断りの連絡を差し上げます。

※メモを取られる方は、筆記用具を持参してください。